

負担限度額認定にかかる Q&A

※国から発出された Q&A 等をもとに、堺市の考え方を示しています。

No	問	答
資産の勘案について		
1	勘案の対象とならない資産にはどのようなものがありますか。	対象外となる資産は、生命保険（個人年金など貯蓄性のある商品であっても対象外）、ゴルフ会員権、自動車、貴金属（腕時計・宝石など 時評価額の把握が困難であるもの）、その他高価なもの（絵画・骨董品・家財など）等です。 ※「勘案の対象となる資産」の考え方 資産性があるもの、換金性の高いもの、かつ価格評価が容易なもの
2	資産の勘案をするのは本人と配偶者だけですか。	そのとおりです。同一世帯か別世帯かにかかわらず、本人と配偶者のみの資産を勘案します。子どもや兄弟などは、同一世帯や扶養関係があったとしても勘案しません。
配偶者について		
3	配偶者の所得や資産の勘案をしない場合がありますか。	戸籍上の婚姻関係、内縁関係があれば申告することが基本であり、たとえ長期の別居状態であっても勘案します。勘案しないのは、いわゆる DV 防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などに限定されています。そのような場合は、まずお住まいの区役所地域福祉課にご相談ください。（介護保険法施行規則第 83 条の 5 第 1 項第 1 号）
同意書について		
4	同意書の提出を拒否した場合はどのようになりますか。	同意書の提出は法律で決まっていますので、提出されない場合は申請書を受け付けできません。（介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 2 項）
5	同意書の押印は夫婦で同一の印鑑でも構いませんか。	原則は、夫婦別々の印鑑を押印してください。しかし、印鑑をお持ちでない方などもおられますので、同意書に対し夫婦それぞれの意思表示があれば、同一の印鑑でも構いません。